

審査結果の要旨

氏名 金彦叔

本論文は、プロパテント政策という言葉で象徴される、最近の内外における知的財産権の保護強化の流れの、基底に潜む矛盾や問題点を丹念にえぐり出しつつ、最も広い意味での抵触法 (conflict of laws) の理論的視座からの体系的批判を加え、国際的な知的財産権保護の真の在り方を問うものである。その射程は、職務発明・職務著作やインターネット上のいわゆるユビキタス侵害を含めた、各種の準拠法問題や国際民事手続法上の諸問題はもとより、TRIPS協定や、現在作成中の「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)」、更には、最近のAmerican Law Institute (ALI)等による各国制度の平準化への種々の試みをも含めた、国際的な制度ハーモナイゼーション論と、その実際上の狙い、そして効果の分析等にまで及んでいる。

本論文の長所としては以下の点を挙げることができる。第一に、内外の文献・判例や一次資料をこれだけ丹念に読み込んで網羅し、しかも、これほどまでに広汎かつ最新の問題にまで踏み込んで分析した文献は、日本では初めてである、という点がある。意外に思われるであろうが、知的財産立国を目指す日本において、例えば国際知的財産保護の基本たるパリ条約・ベルヌ条約からもたらされるいわゆる属地主義の本質についてすら、従来は、海外での論議とのインタフェイスを欠く、混乱した議論が、知的財産法・国際私法の双方の分野でなされて来ていた。本論文は、そうした日本固有の混乱した理論状況を丹念に克服しつつ、他方でそこで得られた視座を、既に若干例示した最新の理論的諸問題にも強く反映するものとなっている点で、大いに評価される。

第二に、知的財産権の国際的保護をあくまで素材としつつも、著者の視点は、それによって伝統的な抵触法の方法論の、更なる純化・発展を目指すという方向に、明確に向けられており、そして、その試みがかなりの程度成功していると思われることも、大きな長所として挙げられる。とくに最近の日本では、サヴィニー的な国際私法の方法論はもはや過去のものだとする、安易な議論も散見される。しかし、本論文が知的財産の場合を具体的な素材として、説得的に議論を展開しているところから強く示唆されるのは、決してそうではなく、今まさにサヴィニー的・伝統的な方法論を堅持することによってこそ、一国法制度の押し付けや問題の通商問題化を避けつつ、各国法制度の平等を強く意識した上でのグローバルな問題処理が可能となることである。400字換算で1300枚余りの長大な本論文を貫く、著者のこの点での強い自覚の念と議論の一貫性は、高い評価に値するものと言える。

第三に、個別的論点における議論の仕方の多面性も、評価すべき点である。例えば、平成18年の特許法等の改正により、日本からの「輸出」も「侵害」とされることにはなつた。筆者は、この改正を、パリ条約等の属地主義の原則との関係で正面から論ずる日本の文献の不存在を問題視しつつ、知的財産権保護の基本とされる「インセンティブ論」との関係でも、この改正には問題のあったことを述べる。だが、それだけではない。従来「輸出」も米国特許の侵害として来た米国特許法271条(f)について、最近削除の動きがあり、そこではまさに、従来のままでは製造拠点を米国から外国に移すインセンティブが与えられてしまうとの点が、同項削除に向けた批判の中心にあったことも、併せてそこで、説得的に示されている。米国の制度を模倣するならば、そこまで見据えた検討がなされるべきだった、というのが筆者の言いたいことである。このような、問題の全体的コンテクストを深く捉えた上での多面的で説得的な議論が本論文の随所でなされている点も、もとより評価すべき点である。

もっとも、本論文にも短所がない訳ではない。第一に、長所の第一、第二として挙げた点の裏返しとなるが、揺るぎのない基本枠組は本論文でしっかりと提示されているものの、個別により一層場面を限定した解釈論的展開が筆者の立場においてどうなるのかについて、必ずしも明確とは言えない面がある。第二に、通商問題にまで議論を広げる過程で、インセンティブ論等への言及はあるものの、そこで検討されているのは法学者の著作のみであり、経済分析への直接かつ内在的な言及がない点も、惜しまれる。だが、これらの短所も、

本論文の価値を大きく損なうものとは言えず、むしろ、筆者の今後の研鑽に期待すべきかと思われる。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。